

訪問介護重要事項説明書

< 令和 7年 4月 1日 現在 >

1. 介護サポートかがやき有限会社（訪問介護事業所）の概要

(1) 訪問介護事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護サポートかがやき有限会社
所在地	東京都練馬区北町8丁目37番8号 ベルソーナ北町111号室
介護保険指定番号	東京都 1372002368
サービス提供地域	練馬区の一部
	旭町・春日町・北町・田柄・錦・早宮・光が丘・氷川台・平和台
	板橋区の一部
	赤塚・赤塚新町・徳丸・成増・西台・四葉

*上記以外の地域についてもご相談に応じます。

(2) 事業所の体制

職 務	資 格	常 勤	非 常 勤	計
管理者(サ責兼務)	介護福祉士	1(1)	0	1(1)
サービス提供責任者	介護福祉士	5(1)	3(0)	8(1)
訪問介護員	介護福祉士	3(0)	10(1)	13(1)
//	介護職員実務者研修等	0(0)	1(0)	1(0)
//	介護職員初任者研修等	1(0)	16(1)	17(1)

() 内は男性再掲

(3) 営業日および営業時間

営 業 日	営 業 時 間
月曜日から土曜日 (但し12月30日から1月3日を除く)	午前9時00分から午後6時00分まで *時間外、日曜日については、ご相談に応じます。

(4) サービスの提供時間

時 間 帯	通常時間帯 8:00から18:00	早 朝 6:00から8:00	夜 間 18:00から22:00	深 夜 22:00から6:00
月曜日から土曜日	○	応相談	応相談	×
日曜日、年末年始	応相談	応相談	応相談	×

*時間帯により料金が異なります

2. サービス内容

- (1) 身体介護 食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換・外出同行等
- (2) 生活援助 買い物・調理・掃除・洗濯 等
- (3) その他 介護相談 等

3. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合には、原則として基本料の1割負担です。

また、一定以上の所得がある方は、その所得に応じて2割、3割負担になります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。【別紙1参照】

(2) 利用料（加算料金）【別紙1参照】

(3) 利用料（特定事業所加算・処遇改善加算）【別紙1参照】

(4) 交通費

前記1の(1)のサービス提供地域にお住まいの方については無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費が必要です。

(5) キャンセル料

利用前日、午後5時以降のキャンセルについては、1回の支援につき60分以内の場合は1,000円、60分以上の場合は30分につき500円加えた金額をいただきます。キャンセルが必要になった場合は、早めにご連絡ください。なお、急な病気、身体状況の急変に伴うキャンセルの場合、キャンセル料はいただきません。

(6) その他

①利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。

②サービスを提供するために必要な機器、備品、消耗品等については、利用者の居宅で通常使用しているものをそのまま使用させていただきます。

③通常の使用方法で用いた場合に生じた機器や備品の『故障』『破損』については、『その経緯や状況』『使用(耐用)年数』等から補償できない場合もあります。

④お支払は口座振替でお願いします。請求事務の都合上、毎月20日までに前月分の請求額を郵送、27日にご指定の口座から振替させていただきます(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日の振替となります)。また、現金でのお支払いをご希望の場合は、毎月20日までに前月分の請求を致しますので10日以内にお支払ください。お支払状況を確認後、領収書を発行します。

4. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

まずはお電話でお申込みください。サービス提供責任者がお伺いいたします。ご契約、訪問介護計画書を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書等でお申し出いただければ、いつでも解約できます。

②事業者の都合で終了する場合

人員不足などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

- ・利用者が要支援と認定された場合
- ・利用者が死亡、若しくは被保険者資格を喪失した場合

④その他

利用者のサービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、利用者や家族などが当事業所や訪問介護員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

5. 当事業所の訪問介護の特徴

(1) 運営の方針

＊利用者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう援助にあたることを基本とします。

＊利用者や家族とのより良い信頼関係を築けるよう努めるとともにサービス提供に際しては、利用者個々の希望やライフスタイルを尊重します。

＊訪問介護のサービスを通じて、地域住民から信頼を受けられる事業所となるよう事業をすすめます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパーの変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	○	
ホームヘルパー研修	○	東京都、保険者等が開催する研修会に積極的に参加しています。事業所内研修やケース会議を実施しています。
サービスマニュアルの作成	○	

6. 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族・関係事業所等へ連絡します。（事業所対応時間 9:00～18:00）

主治医	医療機関名	
	主治医氏名	
	連絡先	
緊急時	希望医療機関	
ご家族	氏名（続柄）	
	連絡先	
居宅支援	ケアマネジャー	

事業所	連絡先	
-----	-----	--

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、区および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 虐待・身体拘束の防止について

利用者等の人権擁護、虐待・身体拘束の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ①虐待・身体拘束防止に関する責任者を選定しています（責任者：内村 健）
- ②成年後見人制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④虐待・身体拘束防止を啓発・普及するために従業者に対して研修を実施しています。
- ⑤虐待・身体拘束等適正化委員会を年1回以上開催しています。

9. ハラスメント対策について

就業環境内、支援業務内におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休暇等に関するハラスメント対策の策定をしています。（担当；内村 錦織）

10. 第三者評価の実施について

第三者による評価	1, あり	実施日
		評価機関
	結果の開示 1, あり 2, なし	
	2, なし	

11. 個人情報の取扱いについて

別紙『個人情報の取得および利用に関する同意書』のとおり

12. 相談窓口、苦情対応

（1）当事業所の相談窓口、苦情対応

当事業所の訪問介護に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	03-5945-7881
FAX番号	03-5945-7885
担当者	管理者 内村 健
受付時間	祝休日を含む月曜日から土曜日、午前9時00分から午後6時00分まで （12月30日から1月3日を除く）
その他	苦情相談については、担当者、管理者が対応いたします。不在の場合は、対応した者が必ず『苦情相談対応シート』に記入し、担当者・管理者に引継ぎます。

（2）お住いの地域包括支援センターの相談・苦情窓口にご相談いただけます。

【別紙2参照】

(3) その他区市町村の相談・苦情窓口にご相談いただけます

名 称	東京都国民健康保険団体連合会（国保連）
所 在 地	東京都千代田区飯田橋３－５－１ 東京区政会館内
電話/FAX	０３－６２３８－０１７７
受付時間	月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く）午前９時００分から午後５時００分まで
名 称	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員（練馬区の方）
所 在 地	東京都練馬区豊玉北６－１２－１
電話/FAX	０３－３９３３－１３４４
受付時間	月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く）午前８時３０分から午後５時００分まで
名 称	板橋区介護保険苦情相談室（板橋区の方）
所 在 地	東京都板橋区板橋２－６６－１ 健康生きがい部介護保険課
電話/FAX	０３－３５７９－２０７９ / ０３－３５７９－３４０２
受付時間	月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く）午前９時００分から午後５時００分まで

13. 運営法人の概要

	介護サポートかがやき有限会社	
代 表 者	代表取締役 堅木 弘幸	
所 在 地	東京都練馬区北町８丁目３番２０号	
実施事業の概要	事業所名	事業種別 / 設置主体 / 事業所指定番号
	介護サポート かがやき有限会社	居宅介護支援事業 練馬区 1372002368
		訪問介護事業（介護保険） 東京都 1372002368
		介護予防・日常生活支援総合事業 練馬区 1372002368
		居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護（障害者総合支援法） 東京都 1312000282
		地域生活支援事業 練馬区 1362000430
	ぶらひとライフケア	地域生活支援事業 板橋区 1312000282
		訪問介護事業（介護保険） 東京都 1372013639
		介護予防・日常生活支援総合事業 練馬区 13A2001025
		居宅介護・同行援護 （障害者総合支援法） 東京都 1312004409
	サーラかがやき	地域密着型通所介護事業 練馬区 1372006476
	あいケアハウス練馬北町	都市型軽費老人ホーム 東京都
事業所数	4か所	

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明、交付しました。

【事業者】

所在地 東京都練馬区北町8丁目37番8号
ベルソーナ北町111号室

法人名 介護サポートかがやき有限会社
代表取締役 堅 木 弘 幸

事業所名 介護サポートかがやき有限会社（訪問介護）
管理者 内 村 健

説明者 氏名 _____

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明、交付を受けました。

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____

続柄（利用者との関係） _____

訪問介護 料金表

(1) 利用料 (訪問介護費)

(令和7年4月1日現在)

		単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	179	2,041円	205円	409円	613円
	20分以上30分未満	268	3,056円	306円	611円	917円
	30分以上1時間未満	426	4,857円	486円	972円	1,457円
	1時間以上	624	7,114円	712円	1,423円	2,134円
	1時間を超えて30分ごと	+90	1,026円	103円	206円	308円
生活援助	20分以上45分未満	197	2,246円	225円	450円	674円
	45分以上	242	2,759円	276円	552円	828円

*夜間(18:00から22:00)または早朝(6:00から8:00)の場合 … 上記単位数の25%増し

*深夜(22:00から6:00)の場合 … 上記単位数の50%増し

*訪問介護員2名派遣の場合 … 上記単位数×200/100

(2) 利用料 (加算料金)

加算項目/説明		単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	初回訪問介護実施月内に、サービス提供責任者が訪問介護または同行訪問した場合に算定	+200	2,280円	228円	456円	684円
緊急時 訪問介護加算	利用者の要請とケアマネジャーが認めた居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)	+100	1,140円	114円	228円	342円

(3) 利用料 (特定事業所加算・処遇改善加算)

加算項目	説明	単位
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行うの取組を行う事業所に認められる加算です	総単位数(ご利用いただいた当事業所訪問介護の単位数の合計)×24.5% ※1単位未満の端数は四捨五入
特定事業所加算Ⅱ	サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備等を行っている事業所に認められる加算です。	総単位数(ご利用頂いた当事業所訪問介護の単位数の合計)×10.0% ※1単位未満の端数は四捨五入

地域包括支援センター一覧

練馬区

令和7年4月1日現在

【受付時間】

月曜～土曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝休日および12月29日～1月3日を除く）

※上記の時間外でも、高齢者虐待等の緊急を要するご連絡は、各地域包括支援センターに電話でご連絡ください。

センター名	所在地	電話番号	担当地域
第2育秀苑	羽沢2-8-16 (特別養護老人ホーム内)	03-5912-0523	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
桜台	桜台1-22-9 (桜台地域集会所内)	03-5946-2311	桜台
豊玉	豊玉南3-9-13 2階 (デイサービスセンター内)	03-3993-1450	豊玉中、豊玉南
練馬	練馬2-24-3 (デイサービスセンター内)	03-5984-1706	練馬
練馬区役所	豊玉北6-12-1 (練馬区役所東庁舎5階)	03-5946-2544	豊玉上、豊玉北
中村橋	貫井1-36-18 (サンライフ練馬3階)	03-3577-8815	貫井、向山
中村橋かしわ	中村2-25-3	03-5848-6177	中村、中村南、中村北
北町	北町2-26-1 (北町地区区民館内)	03-3937-5577	錦、北町1～5・8、平和台
北町はるのひ	北町6-35-7 (北保健相談所内)	03-5399-5347	氷川台、早宮、北町6・7
田柄	田柄4-12-10 (特別養護老人ホーム内)	03-3825-2590	田柄1～4、光が丘1
練馬高松園	高松2-9-3 (特別養護老人ホーム内)	03-3926-7871	春日町、高松1～3
光が丘	光が丘2-9-6 (光が丘区民センター2階)	03-5968-4035	光が丘2、4～6、旭町、高松5丁目13～24番
光が丘南	光が丘3-3-1-103	03-6904-0312	高松4、5丁目1～12番、田柄5、光が丘3・7
第3育秀苑	土支田1-31-5 (特別養護老人ホーム内)	03-6904-0192	土支田、高松6
高野台西	高野台5-24-1 (デイサービスセンター内)	03-6913-1515	谷原、高野台2～5
高野台	高野台1-7-29 (練馬高野台駅前地域集会所)	03-5372-6300	富士見台、高野台1・2、南田中1～3
石神井	石神井町3-30-26 (石神井庁舎4階)	03-5923-1250	三原台・石神井町・、石神井台1・3
moi(モア)	下石神井3-6-13 (特別養護老人ホーム内)	03-3996-0330	下石神井、南田中4・5
第二光陽苑	関町北5-7-22 (特別養護老人ホーム内)	03-5991-9919	石神井台2・5～8 関町東2、関町北4・5
関町	関町北1-7-2 (関区民センター1階)	03-3928-5222	関町北1～3、関町南2～4、立野町
上石神井	上石神井1-6-16 (上石神井南地域集会所内)	03-3928-8621	上石神井、関町東1、関町南1 上石神井南町、石神井台4
やすらぎミラージュ	大泉町4-24-7 (特別養護老人ホーム内)	03-5905-1190	大泉町1～4
大泉北	大泉学園町4-21-1 (大泉北地域集会所内)	03-3924-2006	大泉学園町4～9

センター名	所在地	電話番号	担当地域
大泉学園通り	東大泉3-53-1 (東大泉地区区民館内)	03-5933-0156	大泉学園町1～3、大泉町5・6、東大泉3-52～55、3-58～66
南大泉	南大泉5-26-19 (南大泉地域集会所内)	03-3923-5556	西大泉、西大泉町、南大泉5・6
大泉	東大泉1-28-1 (リズモ大泉学園2階)	03-5387-2751	東大泉1・2、3-1～51、3-56～57、東大泉4～6
やすらぎシティ	東大泉7-27-49 (特別養護老人ホーム内)	03-5935-8321	東大泉7、南大泉1～4

板橋区

【受付時間】

月曜～土曜日 午前9時00分～午後5時00分（日曜・祝日・年末年始はお休み）

※上記の時間外でも、高齢者虐待等の緊急を要するご連絡は、高齢者虐待専門相談室で対応します。

電話 03-5970-7348 （祝日・年末年始を除く）

センター名	所在地	電話番号	担当地域
下赤塚	四葉2-21-16 老人保健施設エーデルワイス内	03-3930-1821	赤塚1・2丁目、5丁目(1番～17番) 赤塚6・7・8丁目 赤塚新町1・2・3丁目、大門 四葉1丁目(3番10号、4番～31番)、2丁目
徳丸	徳丸3-32-28 特別養護老人ホームマイライフ徳丸内	03-5921-1060	徳丸1・2・3・4丁目 徳丸5・6・7・8丁目 西台2丁目(30番5号～17号、31番～40番) 西台3丁目(47番、55番～57番) 四葉1丁目(1番～3番(3番10号を除く))
成増	成増4-14-18 特別養護老人ホームケアタウン成増内	03-3939-0678	赤塚3・4・5丁目(18番～36番) 成増1・2・3・4丁目

